

二、任意退學及任意辭退の制限——公醫依託生は正當の事由なくしては任意退學又は公醫依託生たることを任意辭退することを許されない。

三、公醫依託生の罷免——左の各號の一に該當したるときは公醫依託生を免ぜられる。

- (イ) 退學處分又ハ停學處分ヲ受ケタルトキ
- (ロ) 退學シタルトキ
- (ハ) 成業ノ見込ナキトキ

四、學資の辨償——公醫依託生として政府より學資の支給を受けたる者(イ)公醫依託生を免ぜられたるとき又は(ロ)義務年限中に公醫を免ぜられたるときは既に受けたる學資の全額又は一部の辨償を命ぜられる。

五、公醫依託生の遵守事項——公醫依託生は別に定むる公醫依託生心得及厚生省の指示する事項は嚴に遵守すべきものである。

保險院の「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」調査

保險院に於ては保險院調査資料第二號として「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」なる冊子を刊行したが、その附録として簡約されてある一覽表の一部を再録すれば以下の如くである。(丁抹、チェッコ・スロバキア及芬蘭の分を除く。)

(一) 被保險者範圍

英 吉 利

國內及英船舶内に於て勞働契約に依り雇傭せらるる

十四歳以上の者

獨 逸

- (イ) 農、工、商業の一般労働者、家事使用人、普通船員
- (ロ) 年收七、二〇〇マルク以下の職員、高級船員
- (ハ) 鑛業労働者
- (ニ) 聯邦及州に雇傭せらるる労働者

佛 蘭 西

- (イ) 農、工、商業労働者若は被傭者、家事使用人
- (ロ) 鑛夫
- (ハ) 海上航行に従事する船員
- (ニ) 鐵道及郵便事業従業員
- (ホ) 國營事業(例、煙草、燐寸、造幣等)の労働者

伊 太 利

- (イ) 十五歳以上六十五歳迄の農、工、商業の賃銀労働者
- (ロ) 船舶乗組員及港灣にて船舶に雇傭せらるる者
- (ハ) 國營鐵道及電話事業の従業員
- (ニ) 船舶關係勤務者

白 耳 義

- (イ) 賃金労働者、年收一、八〇〇法以下の獨立労働者
- (ロ) 年收額を問はず總ての職員
- (ハ) 鑛山労働者及其の監督者
- (ニ) 船員
- (ホ) 十八歳以上の國民(任意加入)

和 蘭

- (イ) 十四歳以上にして年收二、〇〇〇フロリン以下の被傭者たる職員、労働者

(ロ) 四十歳未満の鑛山労働者

瑞 典

十六歳以上六十六歳迄の一般國民

(二) 制度實施期及性質

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡掛金年金制度

一九二五年

強制

獨 逸

(イ) 労働者制度

癡疾、老齡保險は 一八八九年

強制

寡婦、孤兒保險は 一九一一年

〃

(ロ) 職員制度

一九一三年

〃

(ハ) 鑛夫制度

一九二三年

〃

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

商工業労働者及家事使用人

一九三〇年

強制

制度は 一九三〇年

〃

(ロ) 鑛夫制度

一九一四年

〃

(ハ) 船員制度

一九三〇年

〃

(ニ) 鐵道従業員制度

一九〇九年

〃

(ホ) 郵便従業員制度

一九二四年

〃

(イ) アルサス・ローレンに於ける制度

一九一九年

〃

(1) 労働者制度

一九一九年

〃

(2) 職員制度

一九一一年

〃

(3) 鑛夫制度

一九一一年

〃

伊 太 利

(イ) 賃金労働者制度

一九二三年

強制

(ロ) 船員制度 一九一九年 //

(ハ) 國營鐵道從業員制度 一九〇九年 //

白耳義

(イ) 労働者制度 一九三〇年 強制

(ロ) 職員制度 一九三〇年 //

(ハ) 鑛夫制度 一九一一年 //

(ニ) 船員制度 一八八四年 //

(ホ) 國民保險制度 一八九四年 任意

和蘭

(イ) 一般制度 一九一三年 強制

(ロ) 鑛夫制度 一九一九年 //

瑞典

國民保險制度 一九一三年 強制

(三) 保險給付

(甲) 保險給付の種類

英吉利

寡婦孤兒及老齡據出年金制度

(1) 寡婦孤兒年金

(2) 老齡年金

獨逸

(イ) 労働者制度

(1) 癩疾及老齡年金

(2) 寡婦年金

(3) 鰥夫年金

(4) 孤兒年金

(ロ) 職員制度

労働者制度に於ける給付に同じ

(ハ) 鑛夫制度

(1) 老齡及癩疾年金

(2) 寡婦年金

(3) 孤兒年金

(4) 葬祭給付

佛蘭西

(イ) 一般社會保險制度

(1) 疾病給付

(2) 分娩給付

(3) 老齡給付

(4) 癩疾給付

(ロ) 鑛夫制度

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 寡婦年金

(4) 孤兒年金

(5) 死亡に際して支拂はるゝ手當金

(ハ) 船員制度

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 遺族年金

(4) 家族扶養責任手當金

(ニ) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 労働者制度

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 遺族年金

(2) 職員制度

労働者制度に於ける給付に同じ

伊太利

(イ) 賃金労働者制度

(1) 癩疾年金

(2) 老齡年金

(3) 遺族給付

(4) 現物給付

(ロ) 船員制度

(1) 癩疾年金

(2) 老齡年金

(3) 遺族年金

白耳義

(イ) 労働者制度

(1) 老齡年金

(2) 寡婦年金

(3) 孤兒年金

(ロ) 職員制度

大體労働者制度に於ける給付に同じ

(ハ) 鑛夫制度

(1) 癩疾年金

(2) 老齡年金

(3) 寡婦年金

(4) 孤兒年金

(ニ) 船員制度

大體鑛夫制度に於ける給付に同じ

(1) 老齡年金

(2) 癩疾年金

(3) 寡婦及孤兒年金

(4) 葬祭給付

(5) 療養給付

(ロ) 船員制度

- (1) 老齡年金
- (2) 廢疾年金
- (3) 遺族年金

和 蘭

(イ) 一般制度

- (1) 老齡及廢疾年金
- (2) 遺族年金

(ロ) 鑛夫制度

- (1) 老齡及廢疾年金
- (2) 遺族年金

瑞 典

國民保險制度

- (1) 老齡年金
- (2) 廢疾年金

(備考) 以上の年金給付の外に廢疾の輕減及預防を目的とする現物給付として醫藥を支給する例多し。

(乙) 老齡に關する保險給付

(支給開始年齢—老齡年金額—資格期間)

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡據出年金保險

六五歳—週一〇志—一〇四完納週額保險料

獨 逸

(イ) 勞働者制度

六五歳—年七二マルクの基本額に一定の額を合算したる額—二〇〇保險料週

(ロ) 職員制度

六五歳—年三六〇マルクの基本額に一定の額を合算したる額—六〇完納月額保險料

(ハ) 鑛夫制度

六五歳—勞働者制度に於けると同じ—三六完納月額保險料

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

六〇歳—通常拂込保險料の總額—三〇保險料年

(ロ) 鑛夫制度

五五歳—拂込保險料の總額に一定の補足金を合算したる額—一五年

(ハ) 船員制度

五〇歳—年四、二〇〇法乃至八、四〇〇法(職務に依り異なる)—一五年

(ニ) 幹線鐵道従業員制度

五五歳(機關手火夫は五〇歳)—五、〇〇〇法以上但し基本賃金の四分の三を越ゆることを得ず—二五年

(ホ) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度
六〇歳—年一、一〇〇法の基本額に一定額を加算したる額—一、二〇〇週の保險料完納

(2) 職員制度

六〇歳—年七二〇法—男は一、二〇〇保險料月
女は六〇保險料月

伊 太 利

(イ) 賃金勞働者制度

六五歳—拂込料の平均年額の五倍に相當する基本額に一定の額を合算したる額—四八〇週の保險料完納

(ロ) 船員制度

六五歳—平均週額保險料の二六〇倍を基本額とし、之に保險料拂込總額の一一・二%を合算したる額—資格期間を要せず

(イ) 一般制度

六五歳—平均週額保險料の二六〇倍を基本額とし、之に保險料拂込總額の一一・二%を合算したる額—資格期間を要せず

瑞 典

六七歳—拂込保險料總額の一定割合に相當する基本額に一定の附加金を合算したる額

(丙) 廢疾年金に關する保險給付

(勞働不能の程度—廢疾年金額—資格期間)

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

三分の二の勞働能力喪失—大體平均賃金年額の四

白 耳 義

(イ) 勞働者制度
六五歳—個人の積立額に依る基本年金の五及國庫補助金—資格期間を要せず

(ロ) 職員制度
男六五歳、女六〇歳—右に同じ—右に同じ

○%程度——二年

(ロ) 鑛夫制度

右に同じ——最初五年間は月三三〇法、以後は年四、〇〇〇法——十年間の採鑛労働

(ハ) 船員制度

船員としての労働能力を全く、又は永久的に喪失——年四、二〇〇法乃至八、四〇〇法(職務に依り異なる)——十五年

(ニ) 郵便従業員制度

労働不能——業務上の痼疾は最近の年俸給の四分の三、業務外の場合は三分の一——資格期間を要せず

伊 太 利

(イ) 賃金労働者制度

永久的労働不能——拂込保険料の平均年額の五倍に相當する基本額に一定の額を合算したる額——二四〇保険料週完納

(ロ) 船員制度

航海業に永久的に不適當——以下の合算額 (1) 一九二〇年以降に於て乗船したる期間の平均賃金年額の三十分の一、(2) 一九一四年より一九一九年の間乗船したる期間の平均賃金年額の百分の一、(3) 一九一八年以前に乗船したる期間の平均賃金年額の百五十分の一——二〇年間船員として被補

白 耳 義

(イ) 職員制度

全部的且永久的労働不能——年一、五〇〇法——十年乃至二十年

(ロ) 鑛夫制度

労働不能——年一、八〇〇法乃至三、六〇〇法の基本

額に一定額を合算したる額——右に同じ——平均週額保険料の二六〇倍を基本額とし之に保険料拂込總額の一一・二%を合算したる額——一五〇保険料週

瑞 典

國民保險制度

永久的労働不能——拂込保険料總額の一定割合に相當する基本額に一定の附加年金を合算したる額

(丁) 死亡に關する保險給付

(給付の種類—給付金額)

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡掛金制度

(1) 寡婦年金——再婚に到る迄週一〇志

(2) 孤兒年金——十四歳未満の孤兒に對し週七志六片

獨 逸

(イ) 労働者制度

(1) 寡婦年金——労働不能又は六五歳に達したる寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の五に、年七二マルクの國庫補助

(2) 孤兒年金——十五歳未満の孤兒に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の四に年三六マルクの國庫補助

職 員 制 度

(ロ) 職員制度

(3) 寡婦年金——死亡又は再婚に到る迄被保險者の受くべかりし年金の二分の一、再婚の場合は三年分の年金に相當する一時金

(4) 孤兒年金——一五歳未満の孤兒に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の四

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

(1) 寡婦年金——被保險者の寡婦に對し其の報酬の二%以上最高限賃銀の三分の二以内

(2) 孤兒年金——十三歳未満の孤兒一人に付年一二〇法以下

(ロ) 鑛夫制度

(1) 寡婦年金——三年以上婚姻關係あり且つ五五歳に達したる寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の五〇%

(2) 孤兒年金——十二歳未満の孤兒に對し片親無き場合は年三六〇法、兩親無き場合は年七二〇法

伊 太 利

船員制度

遺族年金——被保險者が年金を受くる資格を有し且つ業務上の事由により死亡の場合には其の寡婦に對し、被保險者の受くべかりし年金の半額、一定年齢未満の子あるときは年金の十分の一を加算す、但し其の最高限は被保險者の受くべかりし年金の四分の三以内

白 耳 義

(イ) 労働者制度

(1) 寡婦年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の三五%乃至五五%

(2) 孤兒年金——一六歳未満の遺兒に對し片親無き場合は年二四〇法、兩親無き場合は四二〇法

(ロ) 鑛夫制度

(1) 寡婦年金——寡婦の年齢に従ひ八四〇法乃至二、九四〇法、尙一定の場合年三、四〇〇法の石炭

手當

(2) 孤兒手當金——一六歳未満の遺兒に對し年三六

○法

和 蘭

(イ) 一般制度

遺族年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の五分の一以上、遺兒年金の合算額は寡婦年金と同額

(ロ) 鑛夫制度

遺族年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の半額、十六歳未満の遺兒に對しては年三六〇フ
ロリン

財 源

(雇主) 被保險者——國庫

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡據出年金制度

(雇主) 男、週四・五片、女、週二・五片

(被保險者) 男、週四・五片、女、週二・〇片

(國庫) 保險料收入と支出の差額(相當多額支出す)

獨 逸

(イ) 勞働者制度

(雇主) 保險料(賃銀の五%)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 廢疾、老齡年金には夫々年額七ニマルク

(ロ) 職員制度

(雇主) 保險料(賃銀の四%)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 無し

(ハ) 鑛夫制度

(雇主) 保險料の五分の二

(被保險者) 保險料の五分の三

(國庫) 聯邦保險組合に對し補助金を支出す

(三) 公的事業の被働者

(雇主) 保險料(賃銀の七%)の三分の一

(被保險者) 無し

(國庫) 保險料(同上)の三分の二

佛 蘭 西

(イ) 一般社會保險制度

(雇主) 賃銀の一定割合に相當する額の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 制度實施當時補助金を支出せり

(ロ) 鑛夫制度

(雇主) 保險料(賃銀の一・三%)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 賃銀の四・五%に相當する額

(ハ) 船員制度

(雇主) 保險料の十分の七

(被保險者) 保險料の十分の三

(國庫) 保險金庫の全收入の四分の三

(三) 幹線鐵道従業員制度

(雇主) 賃金の五%に相當する額

(國庫) 賃金の一五%に相當する額

(ホ) 地方鐵道従業員制度

(雇主) 賃銀の七%に相當する額

(被保險者) 賃金の六%に相當する額

(國庫) 賃銀の六%以上

(ハ) 郵便従業員制度

(被保險者) 給料の六%に相當する額

(國庫) 制度上生じたる不足額を填補す

(ト) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度

(雇主) 保險料(週一・六〇法乃至八・〇〇法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 實績に徴するに雇主又は被保險者と同額

程度

(2) 職員制度

(雇主) 保險料(月一五法乃至八〇法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 無し

(3) 鑛夫制度

(雇主) 保險料(賃銀により月三八法又は二五法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 賃銀の四・五%以下

伊 太 利

(イ) 賃銀勞働者制度

(雇主) 保險料(二週間に付一リラ乃至六リラ)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) (1)各年金毎に年一〇〇リラ、(2)死亡の場合支給せらるゝ手當の半額(一五〇リラ)、(3)兵役中の被保險者の支拂ふべき保險料

(ロ) 船員制度

(雇主) 保險料に標準報酬の五%、(1)高級船員に付ては其の八%、(2)普通船員に付ては其の九%

(被保險者) (1)七%、(2)六%

(國庫) 一九三〇年以降二〇年間に四五〇萬リラの補助金を支出せり

(ハ) 國營鐵道の補道従業員制度

(被保險者) 保險料(賃銀の二二%)の二分の一

(國庫) 同上

(三) 電話事業日給労働者制度

(雇主) 保險料(賃銀の一〇%)の五分の三

(被保險者) 保險料の五分の二

(國庫) 無し

白耳義

(イ) 労働者制度

(雇主) 保險料(月五法乃至二五法)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 被保險者の年齢に従ひ増減す

(ロ) 職員制度

(雇主) 俸給の四%に相當する額

(被保險者) 俸給の三%に相當する額

(國庫) 各年金の五%迄但し年一、二〇〇法以下

(ハ) 鑛夫制度

(雇主) 賃銀の七%に相當する額の四%

(被保險者) 同上額の三%

(國庫) 基本及補助兩年金合算額の五%、但し年一、二〇〇法以下

(ニ) 船員制度

(雇主) 給料の二・五%又は六%

(被保險者) 給料の四%又は五%

(國庫) 保險料累積額の五〇%に相當する額

(イ) 一般制度

(雇主) 主として雇主負擔す
(被保險者) 一部分を負擔す、週〇・二五フロリン
乃至〇・六〇フロリン

(國庫) 軍務に就く者に對してのみ支出す

(ロ) 鑛夫制度

(雇主) 保險料(月七・六フロリン)の二分の一

(被保險者) 同上

(國庫) 無し

瑞典

國民保險制度

(被保險者) 保險料は年六クラウンなるも収入額に依り二クラウン乃至三〇クラウンの増加保險料を徴收す

(國庫) 國は附加年金の四分の三、地方自治團體は四分の一を負擔

實績

(括弧内年度は調査年次、上段は被保險者數、下段は國庫補助額)

英吉利 寡婦 孤兒及老齡據出年金制度(一九三三年) 一九、一七八 千九百一十二、四一〇 千磅

獨逸 (イ) 労働者制度(一九三三年) 一七、〇〇〇 千九百三十九五、二五〇 千マルク

(ロ) 職員制度(一九三三年) 三、六〇〇 無し

(ハ) 鑛夫制度(一九三四年) 五〇八 九五、〇〇〇

(三) 公的事業の被僱者制度(一九三三年) 六一 六三五

計 一七、九二九 四九〇、八八五
佛蘭西 (一九三三年)

(イ) 一般社會保險制度 八、七七〇 千九百八十七、七〇〇 制度實施當初補助金支出

(ロ) 鑛夫制度 二八五 千九百九六、三四三

(ハ) 船員制度 一九六 千九百一七四、六五〇

(三) 鐵道従業員制度 四九三 千九百二四、二七五

(ホ) 國營事業労働者制度 九四 千九百五五、五〇〇

(ニ) アルサス・ローレンに於ける諸制度

(1) 労働者制度 四六三 千九百四二、三八四

(2) 職員制度 五一 無し

(3) 鑛夫制度 三六 千九百一二、五九八

計 一〇、三八八 千九百四〇五、七五〇

伊太利 (一九三三年)

(イ) 賃金労働者制度 六、一〇〇 千九百一九二九年迄は年五千萬リラ

(ロ) 船員制度 九五、〇〇〇 千九百一九三一年以降二十年間に四百五十萬リラ

白耳義 (一九三三年)

(イ) 労働者制度 一、七七二 千九百七三三、〇六六

(ロ) 職員制度 二三五 無し

(ハ) 鑛夫制度 一八一 無し

(三) 船員制度 三 無し

(ホ) 國民保險制度 一、一八三 千九百七三三、〇六六

計 三、三七四 千九百七三三、〇六六

計 六三 千九百六三

和 蘭

(イ) 一般制度(一九三三年)

千人 三、〇五〇
千フロン 三、七三二

(ロ) 鐵夫制度

計 三三二

瑞 典 (一九三三年)

國民保險制度

千人 三、〇八二
千人 三、七三二

財團法人口問題研究會編雜誌「人口問題」第三卷第四號の刊行

財團法人口問題研究會に於ては季刊誌「人口問題」第三卷第四號を刊行したが、その内容を示せば次の如くである。

内容目次

講 演

最近の人口趨勢と人口政策

熊谷憲一

調査研究

人口の質的轉化の過程に關する一考察

醫師 陣峻義等

人口の質的要素としての民族性格の一考察

公衛 岩倉具榮

農林世帯現住人口論

植民政策の基準

明治初年の北海道拓殖論議

管子の土地人口に關する意見

人口動態の現象論的考察

本邦出生率調査の沿革とその歸納

滿洲國少數種族の減退

資 料

自由主義的人口政策の全貌

森岡正陽

人口の要素と社會現象との相互關係

布川靜淵

紹 介

獨逸人口の年齢別構成

林 芳郎

下條博士著「日本社會政策的施設史」

五十嵐達孝

附 録

世界各國別總人口及有業人口統計(林芳郎譯編)

人口問題第三卷總目次

財團法人口問題研究會編人口問題資料「我國の將來人口」の刊行

財團法人口問題研究會に於て開催した第十二回人口問題同攻者會合については本誌前號本欄所報の如くであるが、同研究會に於てはその記録を「我國の將來人口」なる題名の下に同會編人口問題資料第四十五輯として刊行した。その内容目次は次の如くである。

目 次

序に代へて——開會挨拶

人口政策確立要綱の目標と方策

企畫院調査官 美濃口時次郎

我國人口の趨勢と將來人口

人口問題研究所 調査部長 醫師 中川友長

人口一億の可能性

東京商大助教授 小田橋貞樹

一億人口の生物學的基礎

厚生科學研究所 所教授 醫師 川上理一

同攻者懇談狀況

參考附録——昭和十六年一月二十二日 閣議に於て決定せる人口政策確立要綱

一九四〇年獨逸大都市人口動態の發表

一九四〇年度に於ける獨逸の六十二大都市の人口動態は次表に見るが如く、一一・三の婚姻率は大量の戰時結婚を見た前三九年を除き之を三八年の一〇・六、三七年の一〇・一と照合して現下の戰爭が獨逸大都市の婚姻を殖少も阻害してゐないことを證明するものといつてよく、又一七・四の出生率はナチス治下に於ける獨逸大都市の示した最高の數字として大都市に於ける人口發展が極めて好調にあることを示してゐる。(Wirtschaft u. Statistik 1941, Nr. 4 所載)

獨逸大都市の人口動態(一九四〇年)

總 數

	一九四〇年	一九三九年	
婚 姻	二七三、三一八	三四一、七七八	
出 生(2)	四三三、一八二	四〇三、四九七	
内、私 生	三五、九四〇	三九、〇三二	
死 亡(3)	三〇九、七七八	二九八、三六八	
内、結 核	一八、〇三四	一六、一五六	
心臟病	五〇、六九八	四七、九八九	
肺炎	二二、九二五	二二、八九六	
老 衰	一八、三九九	一五、七六七	
人口千に付			
婚 姻	一九四〇年 一九三九年	一九三八年	
出 生(2)	一一・三	一四・二	一〇・六
内、私 生	一七・四	一六・八	一六・二
死 亡(3)	一一・五	一〇・六	一〇・五
内、結 核	一二・八	一二・四	一一・四
	〇・七四	〇・六七	〇・六三